

平成28年12月
堺市

破産法等に基づく契約解除に伴う違約金の取扱いについて（契約約款等の改正）

破産法等に基づいて契約が解除された場合等の違約金の取扱いを明確にするため、契約約款等を下記のとおり改正します。

記

1 改正対象となる約款

工事請負契約約款、工事請負契約約款（議決用）、業務委託契約約款（工事関連業務）、建築設計業務委託契約約款、土木工事監理業務委託契約約款、建築工事監理業務委託契約約款、単価契約約款、請書（工事及び工事関連業務用）特約条項

2 対象

本市発注の建設工事（予定価格が250万円以下の少額工事を含む。）及び工事関連業務

3 改正内容の趣旨

契約が解除された場合等の違約金について、破産法等に基づく解除により、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合を追加し、違約金の取扱いを明確にするものです。

なお、改正後の約款については、新旧対照表をご確認ください。

4 実施時期

平成28年12月1日以降に入札公告その他契約の申込みの誘引が行われる案件から適用します。

<新旧対照表（改正箇所抜粋）>

（工事請負契約約款）

現行	改正後
<p>（下請負人の通知等）</p> <p>第7条 受注者は、発注者に対して、下請負人につきその商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 <略></p> <p>3 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）及び第45条第1項第7号に該当する者を下請負人等としてはならない。</p> <p>4 <略></p> <p>5 発注者は、受注者が入札参加除外者又は第45条第1項第7号に該当する者を下請負人等としている場合は、受注者に対して、下請契約等（一次及び二次下請以降全ての下請契約並びに資材、原材料の購入契約その他契約を含む。以下同じ。）の解除を求めることができる。</p> <p>6～7 <略></p>	<p>（下請負人の通知等）</p> <p>第7条 受注者は、発注者に対して、下請負人につきその商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 <略></p> <p>3 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）及び第45条第7号に該当する者を下請負人等としてはならない。</p> <p>4 <略></p> <p>5 発注者は、受注者が入札参加除外者又は第45条第7号に該当する者を下請負人等としている場合は、受注者に対して、下請契約等（一次及び二次下請以降全ての下請契約並びに資材、原材料の購入契約その他契約を含む。以下同じ。）の解除を求めることができる。</p> <p>6～7 <略></p>
<p>（発注者の解除権）</p> <p>第45条 発注者は、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>(2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。</p> <p>(3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(5) 第47条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(6) 第7条第5項又は第6項の規定により、発注者から下請契約等の解除を求</p>	<p>（発注者の解除権）</p> <p>第45条 発注者は、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>(2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。</p> <p>(3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(5) 第47条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(6) 第7条第5項又は第6項の規定により、発注者から下請契約等の解除を求</p>

められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。

(7) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の（ 1 ）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、第4条（A）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。

(7) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第45条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の（ 1 ）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第4条(A)の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第45条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第48条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第33条（第39条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第36条及び第40条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第48条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第33条（第39条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第36条及び第40条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条又は第45条の2第2項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

<p>6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第45条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第45条又は第45条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>
---	--

（工事請負契約約款・議決）

現行	改正後
<p>（下請負人の通知等）</p> <p>第7条 受注者は、発注者に対して、下請負人につきその商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 <略></p> <p>3 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）及び第45条第1項第7号に該当する者を下請負人等としてはならない。</p> <p>4 <略></p>	<p>（下請負人の通知等）</p> <p>第7条 受注者は、発注者に対して、下請負人につきその商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 <略></p> <p>3 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）及び第45条第7号に該当する者を下請負人等としてはならない。</p> <p>4 <略></p>

5 発注者は、受注者が入札参加除外者又は第45条第1項第7号に該当する者を下請負人等としている場合は、受注者に対して、下請契約等（一次及び二次下請以降全ての下請契約並びに資材、原材料の購入契約その他契約を含む。以下同じ。）の解除を求めることができる。

6～7 <略>

（発注者の解除権）

第45条 発注者は、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第47条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 第7条第5項又は第6項の規定により、発注者から下請契約等の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
- (7) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の（ 1 ）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

5 発注者は、受注者が入札参加除外者又は第45条第7号に該当する者を下請負人等としている場合は、受注者に対して、下請契約等（一次及び二次下請以降全ての下請契約並びに資材、原材料の購入契約その他契約を含む。以下同じ。）の解除を求めることができる。

6～7 <略>

（発注者の解除権）

第45条 発注者は、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第47条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 第7条第5項又は第6項の規定により、発注者から下請契約等の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
- (7) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第45条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の（ 1 ）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、第4条(A)の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第48条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第33条(第39条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第4条(A)の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第45条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第48条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第33条(第39条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払

払金の額（第36条及び第40条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

金の額（第36条及び第40条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条又は第45条の2第2項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

<p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第45条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>第55条 この契約は仮契約であって、議会の議決を経て本契約として成立する。</p> <p>2～3 <略></p> <p>4 発注者は、仮契約の相手方が第45条第1項第7号に該当するときは、仮契約を解除するものとする。</p> <p>5 <略></p>	<p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第45条又は第45条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>第55条 この契約は仮契約であって、議会の議決を経て本契約として成立する。</p> <p>2～3 <略></p> <p>4 発注者は、仮契約の相手方が第45条第7号に該当するときは、仮契約を解除するものとする。</p> <p>5 <略></p>
--	--

(業務委託契約約款 (工事関連業務))

現行	改正後
<p>(一括再委託等の禁止等)</p> <p>第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>2～3 <略></p> <p>4 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）及び第41条第1項第7号に該当する者を下請負人等としてはならない。</p> <p>5 <略></p> <p>6 発注者は、受注者が入札参加除外者又は第41条第1項第7号に該当する者を下請負人等としている場合は、受注者に対して、下請契約等（再委任以降の全ての委任契約、一次及び二次下請以降全ての下請契約並びに資材、原材料の購入契約その他契約を含む。以下同じ。）の解除を求めることができる。</p> <p>7～8 <略></p>	<p>(一括再委託等の禁止等)</p> <p>第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>2～3 <略></p> <p>4 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）及び第41条第7号に該当する者を下請負人等としてはならない。</p> <p>5 <略></p> <p>6 発注者は、受注者が入札参加除外者又は第41条第7号に該当する者を下請負人等としている場合は、受注者に対して、下請契約等（再委任以降の全ての委任契約、一次及び二次下請以降全ての下請契約並びに資材、原材料の購入契約その他契約を含む。以下同じ。）の解除を求めることができる。</p> <p>7～8 <略></p>

(発注者の解除権)

第41条 発注者は、堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第43条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 第7条第6項又は第7項の規定により、発注者から下請契約等の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
- (7) 受注者(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。)が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第41条 発注者は、堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第43条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 第7条第6項又は第7項の規定により、発注者から下請契約等の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
- (7) 受注者(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。)が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第41条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の(1)に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第45条 この契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の利息を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の利息

成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第41条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第45条 この契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条又は第41条の2第2項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の利息を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条又は第41条の2第2項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の

を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第37条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条第2項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第41条の規定によるときは受注者が負担し、第42条又は第43条の規定によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。

6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条の規定によるときは発注者が定め、第42条又は第43条の規定

率で計算した額の利息を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第37条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条第2項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第41条又は第41条の2第2項の規定によるときは受注者が負担し、第42条又は第43条の規定によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。

6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条又は第41条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、第

<p>によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>42条又は第43条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>
--	--

(建築設計業務委託契約約款)

現行	改正後
<p>(一括再委託等の禁止等)</p> <p>第12条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>2～3 <略></p> <p>4 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）及び<u>第41条第1項第6号</u>に該当する者を下請負人等としてはならない。</p> <p>5 <略></p> <p>6 発注者は、受注者が入札参加除外者又は<u>第41条第1項第6号</u>に該当する者を下請負人等としている場合は、受注者に対して、下請契約等（再委任以降の全ての委任契約、一次及び二次下請以降全ての下請契約並びに資材、原材料の購入契約その他契約を含む。以下同じ。）の解除を求めることができる。</p> <p>7～8 <略></p>	<p>(一括再委託等の禁止等)</p> <p>第12条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>2～3 <略></p> <p>4 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）及び<u>第41条第6号</u>に該当する者を下請負人等としてはならない。</p> <p>5 <略></p> <p>6 発注者は、受注者が入札参加除外者又は<u>第41条第6号</u>に該当する者を下請負人等としている場合は、受注者に対して、下請契約等（再委任以降の全ての委任契約、一次及び二次下請以降全ての下請契約並びに資材、原材料の購入契約その他契約を含む。以下同じ。）の解除を求めることができる。</p> <p>7～8 <略></p>
<p>(発注者の解除権)</p> <p>第41条 発注者は、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>(2) 総括責任者を配置しなかったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約</p>	<p>(発注者の解除権)</p> <p>第41条 発注者は、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>(2) 総括責任者を配置しなかったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約</p>

の目的を達成することができないと認められるとき。

- (4) 第43条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 第12条第6項又は第7項の規定により、発注者から下請契約等の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
- (6) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

の目的を達成することができないと認められるとき。

- (4) 第43条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 第12条第6項又は第7項の規定により、発注者から下請契約等の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
- (6) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第41条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の（1）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第41条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第45条 この契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の利息を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の利息を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条の規定によるときは発注者が定め、第42条又は第43条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第45条 この契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条又は第41条の2第2項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の利息を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条又は第41条の2第2項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の利息を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条又は第41条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、第42条又は第43条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発

いて定めるものとする。

注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(土木工事監理業務委託契約約款)

現行	改正後
<p>(一括再委託等の禁止等)</p> <p>第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。</p> <p>2～3 <略></p> <p>4 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）及び第31条第1項第6号に該当する者を受任者等としてはならない。</p> <p>5 <略></p> <p>6 発注者は、受注者が入札参加除外者又は第31条第1項第6号に該当する者を受任者等としている場合は、受注者に対して、委任契約等(再委任以降の全ての委任契約その他契約を含む。以下同じ。)の解除を求めることができる。</p> <p>7～8 <略></p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第31条 発注者は、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>(2) 管理技術者を配置しなかったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>(4) 第33条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(5) 第7条第6項又は第7項の規定により、発注者から委任契約等の解除を求</p>	<p>(一括再委託等の禁止等)</p> <p>第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。</p> <p>2～3 <略></p> <p>4 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）及び第31条第6号に該当する者を受任者等としてはならない。</p> <p>5 <略></p> <p>6 発注者は、受注者が入札参加除外者又は第31条第6号に該当する者を受任者等としている場合は、受注者に対して、委任契約等(再委任以降の全ての委任契約その他契約を含む。以下同じ。)の解除を求めることができる。</p> <p>7～8 <略></p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第31条 発注者は、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>(2) 管理技術者を配置しなかったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>(4) 第33条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(5) 第7条第6項又は第7項の規定により、発注者から委任契約等の解除を求</p>

められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。

- (6) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第32条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。

- (6) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第31条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の（1）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第32条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第31条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

<p>第35条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第31条の規定によるときは発注者が定め、第32条又は第33条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>第35条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第31条又は第31条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、第32条又は第33条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>
---	--

(建築工事監理業務委託契約約款)

現行	改正後
<p>(一括再委託等の禁止等)</p> <p>第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。</p> <p>2～3 <略></p> <p>4 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）及び第31条第1項第6号に該当する者を受任者等としてはならない。</p> <p>5 <略></p> <p>6 発注者は、受注者が入札参加除外者又は第31条第1項第6号に該当する者を受任者等としている場合は、受注者に対して、委任契約等(再委任以降の全ての委任契約その他契約を含む。以下同じ。)の解除を求めることができる。</p> <p>7～8 <略></p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第31条 発注者は、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第43条に定めるものの</p>	<p>(一括再委託等の禁止等)</p> <p>第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。</p> <p>2～3 <略></p> <p>4 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）及び第31条第6号に該当する者を受任者等としてはならない。</p> <p>5 <略></p> <p>6 発注者は、受注者が入札参加除外者又は第31条第6号に該当する者を受任者等としている場合は、受注者に対して、委任契約等(再委任以降の全ての委任契約その他契約を含む。以下同じ。)の解除を求めることができる。</p> <p>7～8 <略></p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第31条 発注者は、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第43条に定めるものの</p>

ほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 統括監理員を配置しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 第33条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 第7条第6項又は第7項の規定により、発注者から委任契約等の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
- (6) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定に

ほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 統括監理員を配置しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 第33条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 第7条第6項又は第7項の規定により、発注者から委任契約等の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
- (6) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第31条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の（ 1 ）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代

より契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第32条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第35条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第31条の規定によるときは発注者が定め、第32条又は第33条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第32条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第31条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第35条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第31条又は第31条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、第32条又は第33条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(単価契約約款)

現行

(違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき事由により発注者がこの契約を解除したときは、受注者は請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

改正後

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

	<p>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</p> <p>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p>
--	--

(請書（工事及び工事関連業務用）特約条項）

現行	改正後
<p>(一括委任又は一括下請負の禁止等)</p> <p>第1条 受注者は、工事又は業務（以下「工事等」という。）の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>2 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）及び第2条第1項第5号に該当する者を下請負人等（再委任以降の全ての受任者、一次及び二次下請以降全ての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。</p> <p>3 <略></p> <p>4 堺市（以下「発注者」という。）は、受注者が入札参加除外者又は第2条第1項第5号に該当する者を下請負人等としている場合は、受注者に対して、下請契約等（再委任以降の全ての委任契約、一次及び二次下請以降全ての下請契約並びに資材、原材料の購入契約その他契約を含む。以下同じ。）の解除を求めることができる。</p>	<p>(一括委任又は一括下請負の禁止等)</p> <p>第1条 受注者は、工事又は業務（以下「工事等」という。）の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>2 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）及び第2条第5号に該当する者を下請負人等（再委任以降の全ての受任者、一次及び二次下請以降全ての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。</p> <p>3 <略></p> <p>4 堺市（以下「発注者」という。）は、受注者が入札参加除外者又は第2条第5号に該当する者を下請負人等としている場合は、受注者に対して、下請契約等（再委任以降の全ての委任契約、一次及び二次下請以降全ての下請契約並びに資材、原材料の購入契約その他契約を含む。以下同じ。）の解除を求めることができる。</p>

5～6 <略>

(発注者の解除権)

第2条 発注者は、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事等に着手すべき期日を過ぎても工事等に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により履行期間内に完成若しくは完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に工事等を完成若しくは完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第1条第4項又は第5項の規定により、発注者から下請契約等の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
- (5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

5～6 <略>

(発注者の解除権)

第2条 発注者は、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事等に着手すべき期日を過ぎても工事等に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により履行期間内に完成若しくは完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に工事等を完成若しくは完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第1条第4項又は第5項の規定により、発注者から下請契約等の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
- (5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第2条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の（1）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- | | |
|--|--|
| | <p>(2) <u>受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</u></p> <p>(3) <u>受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</u></p> |
|--|--|